

鈴鹿亀山地区広域連合における通所型サービスA
(緩和した基準によるサービス) の手引き

令和8年3月作成

鈴鹿亀山地区広域連合 介護保険課

目次

1	鈴鹿亀山地区広域連合 通所型サービスA	1
2	事業の目的	1
3	一般原則	1
4	サービス内容等	1
5	人員に関する基準	3
6	設備に関する基準	3
7	運営に関する基準	4
8	通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合の取扱い	11
9	通所型サービスAと通所介護等を一体的に提供しない場合の例	13
10	事業所の指定申請等の手続き	13

1 鈴鹿亀山地区広域連合 通所型サービスA

通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）は、「介護予防・日常生活支援総合事業」の一つである「介護予防・生活支援サービス事業」の「旧介護予防通所介護に相当するサービス」の人員や設備の基準を緩和し、鈴鹿亀山地区広域連合が新たに創設したサービスです。

サービスの利用にあたっては、介護予防・生活支援サービス事業の「旧介護予防通所介護に相当するサービス」や「通所型サービスC」、予防給付の「介護予防通所リハビリテーション」との併用はできません。

2 事業の目的

居宅要支援者等に対し、要介護状態等となることの予防、要支援状態の軽減又は悪化の防止、地域における自立した日常生活の支援を実施します。このことにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるように支援することを目的とします。

3 一般原則

通所型サービスAの事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。

サービス提供にあたっては、地域との結び付きを重視し、鈴鹿亀山地区広域連合、他の事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

また、利用者の人権の擁護や虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し研修を実施する等の措置を講じなければなりません。

4 サービス内容等

(1) サービス内容と対象者等

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
実施方法	広域連合の指定する事業所で実施	広域連合の指定する事業所で実施
対象者	事業対象者・要支援1・要支援2	事業対象者・要支援1・要支援2
対象者像	心身の状態が不安定等で、専門職による介助や関わりが必要なケース等	多少の機能低下はあるが、状態は安定しており日常生活は概ね自立し、常時専門職による介助を必要としないケース

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・旧介護予防通所介護と同様のサービス ・食事や入浴等の基本的サービスや生活行為向上のための支援を行うほか、利用者の目標に合わせた選択的サービス(運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、生活機能向上グループの活動など) ・送迎あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズや状態に合わせて、サービス内容を絞って提供 ・身体機能の低下予防のための運動や交流を目的としたレクリエーション活動 ・食事や入浴の提供はなし ・送迎あり
サービス提供時間	3時間以上	2時間以上
利用回数	事業対象者・要支援1：週1回程度 要支援2：週2回程度	事業対象者・要支援1：週1回程度 要支援2：週2回程度
ケアマネジメント	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントA	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントA

(2) サービス単価等

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
単価 (基本報酬)	事業対象者・要支援1 4回まで…380 単位/回 5回以上…1,655 単位/月 要支援2 8回まで…391 単位/回 9回以上…3,393 単位/月 * 1 単位：10.27 円 (地域区分6級地)	事業対象者・要支援1 237 単位/回 (上限月5回まで) 要支援2 243 単位/回(上限月10回まで) * 1 単位：10.27 円 (地域区分6級地)
単価 (加算・減算)	国の基準に基づく加算・減算	加算・減算なし
サービスコード	A6	A7
利用者負担	介護保険の利用者負担割合(1～3割)による	介護保険の利用者負担割合(1～3割)による
区分支給 限度額管理	あり	あり
事業所への 支払方法	国保連合会経由で審査の上、事業所へ支払う	国保連合会経由で審査の上、事業所へ支払う

5 人員に関する基準

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
管理者	常勤・専従1人以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能) * 資格要件の定めはない	専従1人以上 (支障がない場合、他の職務、同一敷地内の他事業所の職務に従事可能)
生活相談員	専従1人以上	設置義務なし
看護職員	専従1人以上(利用定員10人以下では置かないことも可能)	設置義務なし * 利用者の急変時に対応できるよう、緊急時の主治医などの連絡先をあらかじめ把握するとともに、緊急時の対応マニュアルを備えておくこと
介護職員	利用者15人までの場合 専従1人以上 利用者15人を超える場合 利用者1人に専従0.2人以上 (5:1)	利用者15人までの場合 専従1人以上 利用者15人を超える場合 利用者1人に専従0.1人以上 (10:1) 提供時間中は、常時1人以上配置
機能訓練指導員	1人以上	設置義務なし

6 設備に関する基準

サービス種別	旧介護予防通所介護に相当するサービス	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂、機能訓練室(3㎡×利用定員以上) ・ 静養室、相談室、事務室 ・ 消火設備等の非常災害に必要な設備 ・ その他必要な設備、備品 	<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスを提供するために必要な場所(3㎡×利用定員以上) ・ その他必要な設備、備品 <p>* 通所介護サービス事業所と併設している場合には、通所介護等の基準を満たし、支障がない場合については、通所介護等の設備、備品等を共用できる</p>

7 運営に関する基準について

詳しい内容については、「鈴鹿亀山地区広域連合 介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスA事業実施要綱」をご覧ください。

(1)内容及び手続きの説明と同意

サービスの提供開始にあたって、あらかじめ、利用申込者又は家族に対し運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択を資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得ます。

(2)通所型サービスAの提供困難時の対応

事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、他の通所型サービスA事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じます。

(3)受給資格等の確認

利用申込者からサービスの提供を求められた場合は、その者の提示する介護保険被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者の該当の有無、要支援認定の有効期間を確認します。

(4)要支援認定等の手続きに係る援助

サービスの提供開始にあたって、要支援認定等の受給資格がない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているか確認し、行われていない場合は利用申込者の意思を踏まえて、速やかに認定等がなされるよう必要な援助を行います。

(5)心身の状況等の把握

サービスの提供にあたって、地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況や置かれている環境、保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めます。

(6)地域包括支援センター等との連携

サービスの提供にあたって、地域包括支援センター、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

また、サービスの提供の終了にあたっては、利用者又は家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者に係る地域包括支援センターに対し利用者に関する情報提供、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(7)介護予防サービス・支援計画に沿ったサービスの提供

利用者の介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、その計画に沿ったサービスを提供します。

(8) 介護予防サービス・支援計画等の変更の援助

利用者が介護予防サービス・支援計画の変更を希望する場合は、地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行います。

(9) 個別サービス計画の作成

事業所の管理者は、利用者の心身の状況や希望、置かれている環境を踏まえて、要介護状態等となることの予防や要支援状態の軽減又は悪化の防止等の目標、その目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した個別のサービス計画を必要に応じて作成します。

既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、その計画の内容に沿って作成します。

計画の作成にあたっては、その内容について利用者又は家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。作成した計画については、利用者に交付します。

また、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて計画の変更を行います。

(10) サービスの提供の記録

サービスを提供した際は、サービス提供日及び内容、利用者に代わって支払いを受ける通所型サービスAの支給費の額等その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載します。

また、利用者から申出があったときは、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供します。

(11) 利用料等の受領

利用者から利用者負担分として、負担割合（1割、2割又は3割）相当額の支払いを受けます。

介護予防に係る運動やレクリエーションに要する費用のうち、利用者に負担させることが適当と認められる費用については、利用者から支払いを受けることができます。

サービス提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、サービス費用等について説明を行い、利用者の同意を得ます。

(12) 利用者に関する広域連合への通知

利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を広域連合に通知しなければなりません。

- ① 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって通所型サービスAの支給費の支給を受けたとき、又は受けようとしたとき。

(13) 緊急時等の対応

事業所の従業者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合等の必要な場合は、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(14)管理者の責務

事業所の管理者は、従業者の管理及びサービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。

また、従業者に運営に関する基準を遵守させるための必要な指揮命令を行います。

(15)運営規程

事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めます。

- ①事業の目的及び運営の方針
- ②事業所の従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③営業日及び営業時間
- ④利用定員
- ⑤サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥通常の事業の実施地域
- ⑦サービスの利用にあたっての留意事項
- ⑧緊急時等における対応方法
- ⑨非常災害対策
- ⑩虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪その他運営に関する重要事項

(16)勤務体制の確保等

利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業者の勤務体制を定めサービスを提供します。

また、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保します。

(17)定員の遵守

利用定員を超えて、サービスの提供を行ってははいけません。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

(18)非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出等に係る必要な訓練を行います。

また、訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

(19)業務継続計画の策定等

感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、その計画に従い必要な措置を講じます。業務継続計画は、定期的に見直し、必要に応じて変更します。

また、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。

(20)衛生管理等

利用者の使用する施設やその他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、事業所において感染症の発生又はまん延しないように措置を講じます。

(21)掲示

事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

(22)秘密保持等

事業所の従業員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはいけません。その職を退いた後も同様です。

また、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ます。

(23)広告

通所型サービスA事業所について広告をする場合において、その内容が虚偽又は誇大なものとなってはいけません。

(24)地域包括支援センターに対する利益供与の禁止

地域包括支援センター又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいけません。

(25)苦情処理

提供したサービスについて、利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じ、苦情を受付けた場合には、その内容等を記録します。

広域連合の職員からの質問や照会に応じ、利用者からの苦情に関して広域連合が行う調査に協力するとともに、広域連合から指導や助言を受けた場合は、必要な改善を行います。

また、広域連合からの求めがあった場合には、改善の内容を広域連合に報告します。

(26)地域との連携等

事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努めます。

事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、その建物に居住する利用者以外の者に対してもサービスの提供を行うように努めます。

(27) 事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生したときは、広域連合、利用者の家族、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。

利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければなりません。

(28) 虐待の防止

虐待の発生又はその再発を防止するために、次の措置を講じなければなりません。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。
- ②虐待の防止のための指針を整備します。
- ③従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施します。また、適切に実施するための担当者を置きます。

(29) 会計の区分

事業所ごとに経理を区分するとともに、通所型サービスAの事業の会計とその他事業の会計を区分しなければなりません。

(30) 記録の整備

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。

また、利用者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、サービス提供の完結の日から次に定める期間保存しなければなりません。

- ①個別サービス計画 5年
- ②提供した具体的なサービスの内容等の記録 5年
- ③利用料等の受領に際し作成した請求書の写し及び領収書の写し 5年
- ④利用料等の受領に際し、その利用料等の算出に用いた書類 5年
- ⑤広域連合への通知に係る記録 2年
- ⑥苦情の内容等の記録 2年
- ⑦事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 2年

(31) 通所型サービスAの基本的取扱方針

- ①利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し計画的に行います。
- ②事業者自ら提供するサービスの質の評価を行うとともに、主治医等と連携を図りつつ、常にその改善を図ります。
- ③利用者ができる限り要介護状態とならずに、自立した日常生活を営むことができるよう支援すること常に意識して、サービスの提供に当たります。
- ④利用者がその有する能力を最大限に活用することができる方法によるサービスの提供に努めます。
- ⑤利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めます。

(32)通所型サービスAの具体的取扱方針

- ①主治医等からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行います。
- ②個別サービス計画等に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行い、サービスの提供方法等について、利用者又は家族が理解しやすいように説明を行います。
- ③介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ④事業所の管理者は、サービスの提供開始から、少なくとも1月に1回は、利用者の状態やサービスの提供状況について、地域包括支援センターに報告します。また、個別サービス計画等に記載したサービス提供期間が終了するまでに、少なくとも1回はモニタリングを行い、その結果を記録し、地域包括支援センターに報告します。

(33)通所型サービスAの提供にあたっての留意点

サービスの提供にあたっては、介護予防の効果を最大限に高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければなりません。

- ①介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、サービスの提供による課題の改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めます。
- ②利用者が虚弱な高齢者であることを十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービス提供は行わないとともに、安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮します。

(34)安全管理体制等の確保

サービスの提供にあたっては、利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治医への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めます。

また、転倒等を防止するための環境整備に努め、サービスの提供前には脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービス内容とするよう努めます。

サービスの提供中も、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

(35)通所型サービスAの廃止又は休止の届出に伴う便宜の提供

通所型サービスAの廃止又は休止の届出をしたときは、届出の日の前1月以内にサービスの利用者であって、引き続き通所型サービスAに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の通所型サービスA事業者その他の関係者との連絡調整その他便宜の提供を行います。

(36)電磁的記録等

事業者及びサービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するものうち、「鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA事業実施要綱」の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができます。

また、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、「鈴鹿亀山地区広域連合介護予防・日常生活支援総合事業通所型サービスA事業実施要綱」の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができます。

8 通所型サービスAと通所介護等を一体的に運営する場合の取扱い

	①通所介護（地域密着型通所介護を含む）	②旧介護予防通所介護に相当するサービス	③通所型サービスA
食堂及び機能訓練室の必要面積 （サービスを提供するために必要な場所）	①②③のサービスの定員×3㎡以上		
提供にあたる職員の区分	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する
利用定員	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する
人員基準	①②のサービス間では区分しない		①②と区分する

【定員及び事業所の規模の取扱い】

(1) 定員

①と②の利用者を合算した利用定員と、③の利用定員はそれぞれ定めます。

(2) 事業所規模の区分

①（通所介護に限る）の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、③の利用者は含めません。

(3) 定員超過（減算）

①と②で利用定員の超過となる場合、減算となります。

③が利用定員の超過利用となる場合は減算の仕組みはありませんが、報酬は基準を守ることを前提に支払うものです。

【人員等の取扱い】

(1) 人員の取扱い

原則として、管理者及び従事者は専従でなければなりません。

ただし、管理者については、管理者の業務に支障がないと認められる場合は、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所の職務に従事可能です。

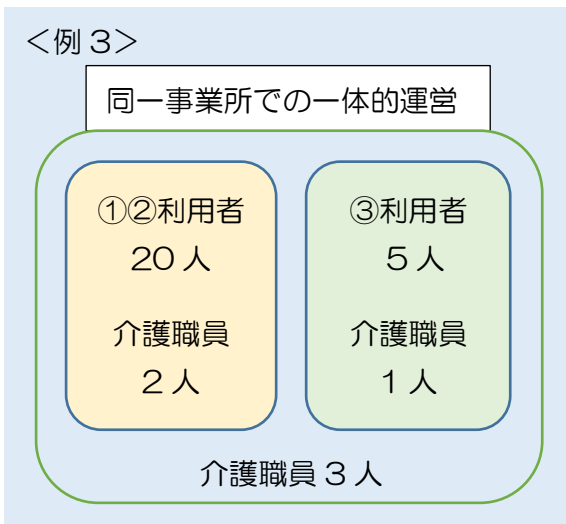
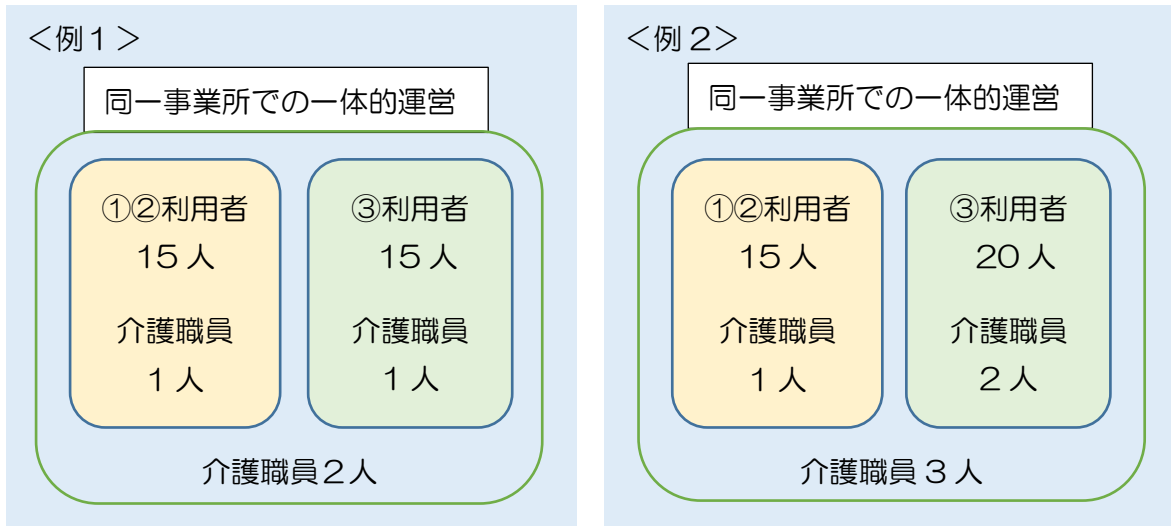
①②③を一体的に運営する場合であっても、③は①と②とは別に、人員基準を満たす必要があります。

(2) 人員欠如（減算）

①と②で人員欠如となる場合、減算となります。

③が人員欠如となる場合の減算の仕組みはありませんが、報酬は基準を守ることを前提に支払うものです。

(3) 通所介護等と一体的に運営する場合、介護職員の考え方



*それぞれの利用者の処遇に支障がないことが前提です。

【その他】

(1) 設備基準の取扱い

設備や備品は、専ら通所型サービスAに使用するものですが、利用者へのサービス提供に支障がない場合は、共用することも可能です。

通所介護等と同一事業所において一体的に運営する場合は、通所介護等の設備等に関する基準を満たしていることをもって、通所型サービスAの基準を満たしているものとみなし、通所介護等の設備や備品を共用することができます。

9 通所型サービスAと通所介護等を一体的に提供しない場合の例

「一体的に提供しない」とは、同じ事業所内の別々の部屋でサービスを提供したり、時間帯を明確に区分するなど、以下のⅠ～Ⅳの提供が考えられます。

Ⅰ 別の部屋で、サービスを提供する。

Ⅱ 部屋を区切って、サービスを提供する。

【例】パーティション等で機能訓練室を仕切って提供する。(ただし、それぞれで面積要件を満たすこと。)

Ⅲ 時間帯を分けて、サービスを提供する。

【例】午前は通所介護・旧介護予防通所介護に相当するサービス、午後は通所型サービスAを提供する。

Ⅳ 曜日を分けて、サービスを提供する。

【例】月～金曜日は通所介護・旧介護予防通所介護に相当するサービス、土曜日は通所型サービスAを提供する。

以上のように、明確に区分して提供する場合は、それぞれの区分ごとの指定基準を満たす必要があります。

10 事業所の指定申請等の手続き

通所型サービスAを実施するには、鈴鹿亀山地区広域連合での通所型サービスA事業所の指定が必要になります。

手続きについては、鈴鹿亀山地区広域連合ホームページの「介護保険」→「事業所向け(事業所指定・更新・変更届・加算等)」→「総合事業 指定・更新」をご覧ください。